

合併協議会だより

発行 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 俊雄

編集 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局



多和公民館で合併の経緯を説明する小西会長

合併協定項目すべてが上程される
質疑応答を展開、合併協議状況住民説明会

新市建設計画の素案や合併協定項目の協議状況などを説明

第11回「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」を2月26日、大川町農村環境改善センターで開催し、継続協議となっていた保健衛生の取扱い、上水道等の取扱いや公共下水道等の取扱いのほか、特別職等の身分の取扱いなどについて協議しました。今回で、合併協定項目として定められていた48項目すべてが合併協議会上程され、合併協議も大詰めを迎えています。また、5町内では、2月17日から25日までの間、延べ15回、13会場において、「合併協議状況住民説明会」が開催されました。

以下、1月29日に津田町中央公民館において開催された「第10回合併協議会」での協議事項等と併せ、今回の「第11回合併協議会」で協議、確認された項目について、その概要をお知らせします。

第10回
合併協議会の結果

新市の事務機構及び

組織の基本方針決まる

新市で情報公開

条例制定

温泉・保養施設も

新市に引き継がれます

これまで、継続協議となっていた協定項目の保健衛生の取扱い、

上水道等の取扱い及び公共下水道等の取扱いのほか、事務機構及び組織の取扱い等、8件を協議。さらに、今回の協議会で協議される病院の取扱いなど8件を提案しました。

また、事務局より合併に関する経過報告として、分科会及び専門部会等の開催状況について、紹介が行われました。

次に、香川県市町振興課高徳主幹から恒例となっている香川県内外における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

【協議事項】

○協議第17号

保健衛生の取扱いについて(継続協議)

保健衛生の取扱いに関する事項のうち、継続協議となっていた火葬業務での火葬炉使用料については、大川中部開発組合においては地元住民の方々に理解を得るための調整が、三木・長尾非営利組合においては三木町との事務調整が観念図られている段階であるため、その結果が出るまでの間、引き続き継続協議となりました。

○協議第36号

上水道等の取扱いについて(継続協議)

上水道等の取扱いについては、次のとおり提案されましたが、水道事業会計における人件費及び改良工事の見直し、5町間における水道料金の格差是正の検討作業中であるため、その結果を踏まえた上での慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

- (1) 水道事業会計は合併時に統一を図る。
- (2) 料金については、新市において速やかに基本計画を作成し、新市における上水道の事業認可を受けるまで、当面現行のとおりとする。ただし、財政計画等をもとに、負担の公平性の原則から適正な料金体系のあり方等について検討し、統一した料金を新市において定める。
- (3) 給水区域については、現行のとおりとする。
- (4) 負担金については、当面現行のとおりとし、適正な負担額のあり

方等について新市において引き続き検討し統一を図る。

- (5) 手数料については、竣工検査新設工事20mm以下1,500円、25mm以上3,000円、給水装置工事事業者指定10,000円、給水装置工事事業者指定変更1,000円、開始手数料20mm以下1,500円、25mm以上3,000円とする。



第10回合併協議会概要

- (6) 上水道施設整備協力金については、メーター口径13mm80,000円、20mm240,000円、25mm320,000円、30mm533,000円、40mm800,000円、50mm1,333,000円とする。賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの56,000円、単身入居を対象としたもの48,000円とする。
- (7) 水道運営委員会については、新

市において設置する。

- (8) 簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。
- (9) 簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。
- (10) 簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

○協議第37号

公共下水道等の取扱いについて(継続協議)

公共下水道等の取扱いについては、次のとおり提案されましたが、5町間において引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

- (1) 公共下水道等の負担金等については、当面、現行のとおりとする。
- (2) 公共下水道等の使用料については、当面現行のとおりとする。ただし、財政計画等をもとに、

負担の公平性の原則から適正な料金体系のあり方等について検討し、統一した料金を新市において定める。

- (3) 下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。
- (4) 合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。
- (5) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。
- (6) 水洗便所改造資金融資貸付及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資貸付及び利子補給に関する規則を定める。
- (7) 下水道事業基金については、新市において設置する。
- (8) 下水道事業協力金については、

新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。

- (9) 私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。なお、協議第36号「上水道等の取扱いについて」及び協議第37号「公共下水道等の取扱いについて」は、前回の協議会に引き続き、住民生活に密接な関係のある内容であることから、連動させた調整を図ることが好ましいものと判断され、それぞれ継続協議とされたものです。

○協議第42号

事務機構及び組織の取扱いについて

事務機構及び組織の取扱いについては、次のとおり確認されました。

- (1) 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2) 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」(この方針の内容については、左側に掲載)に基づき整備

新市行政組織・機構整備方針

新市における行政組織・機構は、次により整備するものとする。

新市における行政組織・機構については、当面の事務所の位置は確定したが、従前の合併関係5町の行政組織・機構を満たすには、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化を図ることは困難な状況にある。しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の一元化を進める必要がある。

このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- ① 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ② 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- ③ 指揮命令系統が分かりやすい組織・機構
- ④ 責任の所在が明確な組織・機構
- ⑤ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥ 簡素で効率的な組織・機構
- ⑦ 行政課題に即応できる組織・機構
- ⑧ 現有庁舎を有効利用できる組織・機構
- ⑨ 緊急時に即応できる組織・機構

調整内容は前々のページを参照
〔負担金等〕

「公共下水道等の負担金等」については、当面、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の原則から、適正な負担額のある方等について、新市において引き続き検討する。」を「公共下水道等の負担金等」については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のある方等について検討し、新市に移行後は統一する。」に改められた。

〔使用料〕

「公共下水道等の使用料」については、当面現行のとおりとする。ただし、財政計画等をもとに、負担の公平性の原則から適正な料金体系のあり方等について検討し、統一した料金を新市において定める。」を「公共下水道等の使用料」については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。」に改められた。

なお、協議第36号「上水道等の取扱い」及び協議第37号「公共下水道等の取扱い」は、水道料金及び公共下水道料金等を合併時において統一する方向での提案に修正されましたが、住民生活に密接な関係のある内容であることから、前回の協議会に引き続き双方運動させた調整を図ることが好ましいものと判断され、それぞれ継続協議となったものです。

○協議第47号

特別職等の身分の取扱いについて特別職等の取扱いの身分について

は、次のとおり確認されました。
(1) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、5町の長が協議して定める。

(2) 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。

○協議第48号

条例、規則等の取扱いについては、

条例、規則等の取扱いについては、次のとおり確認されました。

(1) 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。

(2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

○協議第49号

公共的団体等の取扱いについて(その2)

公共的団体等の取扱い(その2)については、次のとおり確認されました。

津田町土地開発公社、大川町土地開発公社、寒川町土地開発公社及び長尾町土地開発公社については、所有する財産を志度町土地開発公社に譲渡し、合併の前日まで解散する。

志度町土地開発公社については、新市において、さぬき市土地開発公社として存続するものとする。

○協議第50号
病院の取扱いについて

病院の取扱いについては、次のとおり提案されましたが、5町及び大川総合病院間において、施設及び経営面における改善計画等、引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

●大川総合病院は、市民の健康増進と福祉の充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、改善、拡充を図る。



第11回合併協議会風景

●施設の増改築については、現在策定されている大川総合病院増改築基本構想計画を基に、建設場所等を検討し、合併後早い時期に新しい病院を完成させるものとする。

○協議第51号

各福祉制度の取扱いについて(その1)

各福祉制度の取扱い(その1)について

いは、次のとおり確認されました。
各福祉制度における老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実を図る。

また、敬老年金については次のとおりとする。

〔支給日〕毎年9月15日

〔支給額〕80歳/89歳の者/10,000円

90歳以上の者/20,000円

〔基準日〕9月15日

〔支給方法〕現金手渡し

○協議第52号

各福祉制度の取扱いについて(その2)

各福祉制度の取扱い(その2)については、次のとおり確認されました。

各福祉制度における児童福祉、障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実を図る。

また、保育所運営における保育料については適正な保育料を設定する。

○協議第53号
各福祉制度の取扱いについて(その3)

各福祉制度の取扱い(その3)については、次のとおり確認されました。

国民年金印紙購入基金条例は合併時に廃止する。

また、国の方針に基づき収納事務については合併時に廃止する。年金事務については統一を図り実施する。

○協議第54号

新市建設計画(案)の取扱いについて(その1)

新市建設計画(案)の取扱いについて(その1)

新市建設計画(案)(その1)については、8章からなる全体部分のうち、次の1章から4章までが提案されましたが、住民説明会の住民意見を取りまとめたうえで、審議が妥当であることを踏まえ、5町間において引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

(1) はじめに(合併の必要性、計画策定の方針)

(2) 新市の概況(位置・地勢、面積、人口・世帯)

(3) 主要指標の見通し(人口・世帯、就業人口)

(4) 新市建設の基本方針(新市の将来像、新市建設の基本方針、地域整備の方針)

なお、「(1)新市建設の基本方針」については、「合併協議会(案)」(第7号)でその内容を紹介しています。

〔新規提案事項〕

○協議第55号

新市建設計画(案)の取扱いについて(その2)

※協議第55号については、全体が8章で構成される予定の新市建設計画(案)の5章「新市の施策(施策の体系、施策の方針)」の部分ですが、その策定現状を報告するなどし、次回の協議会で基本方針が確認できるよう、いったん持ち帰り検討していただくことが確認されました。

〔次回合併協議会日程〕

第12回協議会は、3月26日(月)に寒川町で開催することに決まりました。

説明会のひとこま



津田町多目的研修集合施設会議室(津田町)



大川町農村環境改善センター(大川町)



志度町庁舎3階大会議室(志度町)



寒川町中央公民館(寒川町)



香川県農協大川造田支店2階会議室(長尾町)

このほど、新市建設計画素案の概要や合併協議状況に関する経過説明などを行う住民説明会が、2月17日を皮切りに合併関係5町の小学校区ごとに開催されました。

津田町では2月21日・22日の両日に2会場、大川町も2月20日・23日の2回、町農科環境改善センターで行われました。

次に、志度町では2月20日から23日までと、25日の合わせて5回、計4会場で開催されました。

また、寒川町では2月24日・25日の両日に2会場、長尾町では2月17日・18日の両日と2月24日・25日の両日、4会場で開催されました。

延べ15回、13会場に935人の方が参加して開催された今回の住民説明会では、合併に関する期待や不安、また、新市の将来像や市制施行への問題について、活発な意見のやり取りが交わされる会場もありました。この内容の主なものについては、今後「合併協議会だより」等でご紹介していく予定です。

なお、次回の住民説明会は、今年の7月頃を予定しており、住民の皆様の生活に密着した事例を重点に、より具体的な内容についてお知らせしていくこととしています。

これからも、5町の合併に向けて、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いたします。

各町で合併協議状況住民説明会を開催
延べ15回、13会場に、935人が参加

合併協議状況住民説明会の実施状況

町名	津田町	大川町	志度町	寒川町	長尾町	計
開催回数	2	2	5	2	4	15
参加人数(人)	179	111	273	122	250	935
世帯数	2,905	2,252	7,818	1,901	4,386	19,262
参加率(%)	6.2	4.9	3.5	6.4	5.7	4.9

(参加率とは、参加人数を世帯数で割ったものです。)
※ご参加いただきました方々、ご協力本当にありがとうございました。また、ご都合によりご参加いただけなかった方々、次回説明会開催時には、是非足をお運びください。

合併協議会の会議録等は閲覧できます

合併協議会の会議に提出された書類や会議録は、閲覧規程に基づいて、希望があれば、原則どなたでも閲覧することができます。

なお、閲覧できる場所は、5町役場の総務課と協議会事務局(長尾町役場2階)です。

皆様、お気軽にお尋ねください。

合併トピックス

合併に向かって資質向上のための職員研修会開催

2月20日(火)、合併協議会主催による5町合併に伴う職員研修会が志度町役場で開催され、午前・午後に分かれ、5町の職員300人が受講しました。

この研修会は、講師として元北海道農協(たかす)町長で、地方分権推進委員会専門委員の小林勝彦氏を招き、「地方分権でどう変わるか」という演題で講演をいただきました。参加した職員は、地方分権時代を迎え、地域住民に親しまれる行政のあり方について、熱心に聞き入っていました。



